

## H27年度からの日本体育協会指導者資格の取得について (日体協「柔道指導員」の取得を考えている人は必見)

平成27年度から全柔連公認指導者資格と日体協公認スポーツ指導者資格の連携がスタートします。

国内において柔道指導に携わるためには全柔連公認指導者資格（A~C指導員）が必要です。また日体協公認資格は、全てのスポーツ指導者に取得が勧められている資格で、特に国民体育大会の監督は日体協公認「柔道指導員」資格保有が条件になっています。日体協公認資格を取得するためには共通科目と専門科目を修了（合格）することが必要ですが、このうち専門科目は平成27年度から全柔連のA~C指導員養成講習会で取得できるようになりました。

※免除を受けるためにはあらかじめ日体協に受講申込みを行う必要があります

### 【日体協公認「柔道指導員」資格を取得するには？】

日体協が指定する共通科目Iと専門科目の修了（合格）が必要です。このうち専門科目は全柔連BとCの指導者養成講習会を修了（合格）することで取得できます。

### 【移行措置でA~B指導員資格を取得した人は？】

移行措置によりA、またはB指導員資格を取得した人は、B指導員養成講習会の修了（合格）で専門科目が免除になります。

### 【移行措置でC指導員資格を取得した人は？】

移行措置によりC指導員資格を取得した人は、B指導員資格を取得するための要件を満たしていることが必要です。その上で、BとCの指導員養成講習会を修了（合格）すると専門科目が免除になります。BとCの指導者養成講習会は、同一年度内の並行受講も可能です。

### 【共通科目Iとは？】

例えばNHK学園を通じて申し込み、自宅で受講する方法などいろいろな方法があります。またすでにスポーツリーダー、スポーツ少年団認定員などの日体協資格(他にもたくさんあります)を持っている人は免除されます。

### 【移行措置でA~B指導員資格を取得した人が、最も早く柔道指導員を取得するには？】

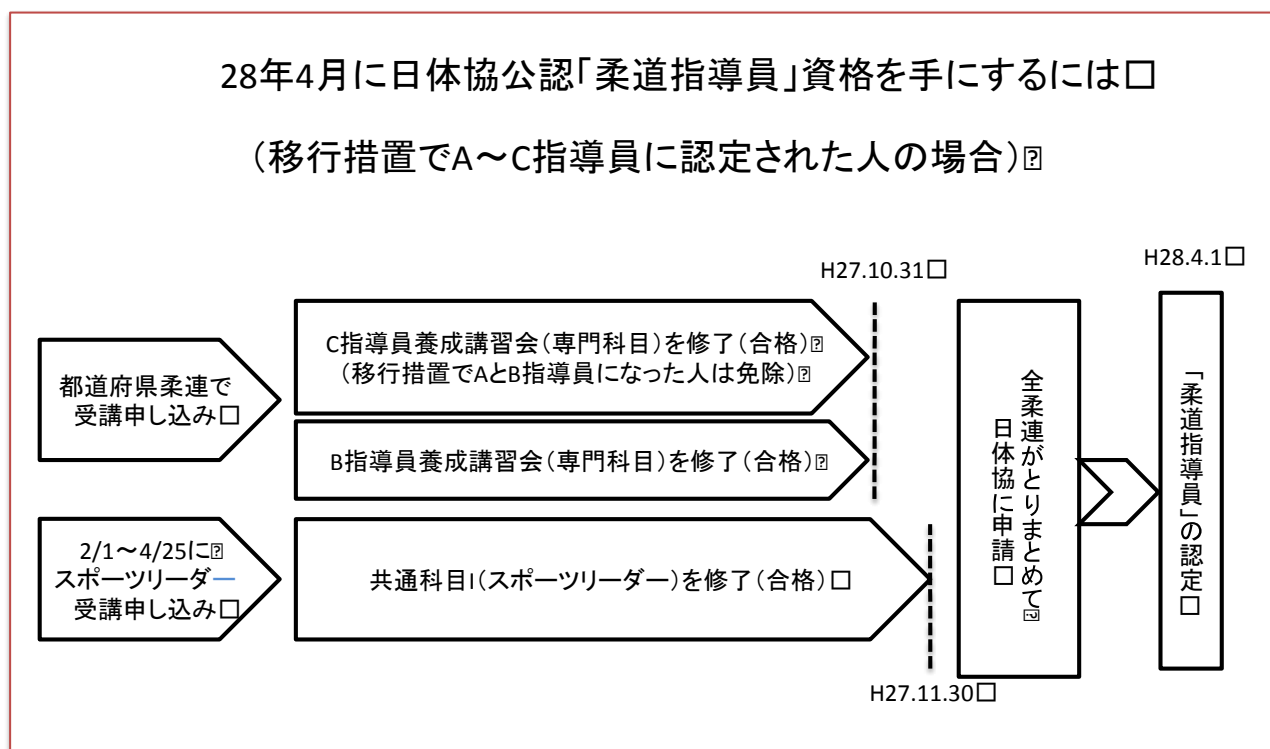
平成27年の日体協「スポーツリーダー」（春期、受付期間2/1~4/25）を受講し、11/30までに修了（合格）・認定すること、さらに全柔連B指導員養成講習会(課題レポートの評価を含む)を平成27年10月末日までに修了（合格）することで、翌28年4月1日に日体協「柔道指導員」に認定されます。(図参照) なお、この方法以外では平成28年10月以降の認定となり平成28年の国体監督を務める要件を満たせない可能性があります。

※スポーツリーダーについてはこちらへ

<http://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid/205/Default.aspx> (日体協ホームページ)

【移行措置でC指導員資格を取得した人が、最も早く柔道指導員を取得するには？】

移行措置A～B指導員資格者と同じ内容に加え、**全柔連Cの指導員養成講習会(課題レポートの評価を含む)も平成27年10月末日までに修了(合格)**することで、翌28年4月1日に日体協「柔道指導員」に認定されます。(図参照)



【夏に東京で行っていた講習会はどうなる？】

平成26年度まで、夏期に講道館で開催していた日体協公認柔道指導員養成講習会(専門科目)は、平成27年度以降実施しません。都道府県開催のBおよびC指導員養成講習会を受講してください。

【他の資格は取れるの？】

全柔連A指導員養成講習会の修了(合格)で日体協公認「柔道コーチ」資格の専門科目が免除されます。平成27年度はA指導員養成講習会を8月に東京で開催する予定です。

【もっと詳しく知りたい】

ここに挙げた内容以外にも様々な取得や免除方法があります。指導者資格制度全体については今後、全柔連ホームページに随時掲載していきます。またB・C指導員養成講習会の日程&申し込みは都道府県柔道連盟(協会)にご確認ください。共通科目については日体協ホームページなどで関連情報が得られます。

指導者養成特別委員会